

公示番号：180034

国名：スリランカ

担当部署：地球環境部 環境管理グループ 環境管理第一チーム

案件名：西部州における廃棄物マスタープラン策定支援プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年4月下旬から2018年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	14日	7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年4月17日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	評価分析に係る各種業務
対象国／類似地域	スリランカ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

スリランカは、約 65,607 平方キロメートルの国土に人口約 2,100 万人を擁す南アジアの島国であり、近年の著しい経済成長や急速な人口増加により廃棄物の排出量が増加し、2013 年の調査における一般廃棄物発生量は約 10,800 t/日に達している。

こうした現状に対し、スリランカ政府は持続可能な廃棄物管理の実現を目指し、国家方針に基づく法的枠組み整備・体制強化に取り組んできた。具体的には、2000 年に「廃棄物管理国家戦略」を制定、さらに「国家開発 10 カ年計画（2006 年～2016 年）」に基づき、2006 年に管理マニュアルの提供や技術支援等を通じた自治体に対する廃棄物管理問題の改善支援を行う「全国廃棄物管理支援センター（NSWMSC）」を設置した。続く 2007 年には「廃棄物管理国家政策」を制定、2008 年には自治体を実施する廃棄物管理事業に対し中央環境庁（CEA）（マハヴェリ開発・環境省(MoMDE)の傘下）が無償資金供与を行う「ピリサル・プログラム」を開始し、コンポストプラントを建設した。しかしながら、廃棄物管理の改善は依然限定的で、分別収集及び再資源化による減量化の推進不足、不法投棄やオープンダンピング（直接埋立）等の不適切な処理、これに伴う環境汚染等の課題を抱えている。

我が国は、こうしたスリランカ政府の取組みに対して、様々な協力を実施してきた。2002 年～2003 年には「地方都市環境衛生改善計画調査」において中央政府から地方自治体に向けた支援体制の構築を提言し、NSWMSC の設置を促進した。2007 年～2011 年には「全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト」において NSWMSC の能力強化を実施した。続く 2011 年～2016 年には「廃棄物処分場における地域特性を活かした汚染防止と修復技術の構築（SATREPS）」において、現地で調達可能な資材を用いた低コスト・低メンテナンス・低環境負荷の最終処分場汚染防止・修復技術を開発し、その普及を促すための、最終処分場維持管理手法及びモニタリング手法を示した独自のガイド（SATREPS ガイド）を作成した。また 2015 年～2016 年には「廃棄物管理分野に関する情報収集・確認調査」を実施し、NSWMSC による自治体への技術指導の状況や、SATREPS ガイド活用の見通し、主要自治体の廃棄物管理に関する優先課題の特定や支援ニーズを確認した。現在、2017 年からマハヴェリ開発・環境省の中央環境庁（CEA）に対し廃棄物分野の個別専門家を派遣し、SATREPS ガイドの活用・普及促進及び CEA 行政官の能力向上に取り組んでいる。

本案件の対象地域である西部州は、スリランカ最大の都市であるコロンボ県を含む 3 県（District）・48 自治体から成り、約 590 万人の人口を擁する。同州における一般廃棄物発生量は約 3,400 t/日で、近年の港湾商業地域開発等の都市計画により、企業活動の活性化・経済発展に伴う廃棄物排出量の増加が予想されている。同州における

処分場の多くはオープンダンプングであり、環境への負荷に加え、健康被害や管理上の安全性が課題となっている。例えばコロombo市の廃棄物を受け入れてきたミートタムツラ処分場は、周囲を住宅に囲まれており、健康上の被害やリスクがあるとして長年近隣住民から行政に対する訴訟や抗議行動が行われてきた他、地下にある軟弱地盤層による地滑りの危険性や、高く積まれた廃棄物層の崩落の危険性が指摘されてきた。一方、他ドナーやスリランカ政府の自己資金により、最終処分場や廃棄物発電施設の建設等に関するプロジェクトが複数計画されているが、廃棄物処理関連施設やプロジェクトは、多数の省庁・実施機関の下で個別に整理・実施されており、廃棄物管理に関する包括的な計画の未整備、中央・州・地方政府間及び各省庁間での連携不足・不明瞭な業務所掌が課題として認識されている。

このような状況下、2017年4月、西部州コロombo県にあるミートタムツラ処分場において堆積物が崩落し、多くの死傷者や家屋損壊等の被害が生じた。これを受けた同国内からの廃棄物管理に対する問題意識及び支援を求める声の高まりもあり、シリセーナ大統領およびウィクラマシンハ首相は早期のごみ問題解決を指示した。これを受けてスリランカ政府は、西部州においてはごみの分別や、最終処分場及び廃棄物発電施設の建設等のプロジェクトの計画を推進している。しかし、前述した関連機関の連携不足に加えて、住民の当事者意識不足や、廃棄物処理関連施設の建設予定地周辺住民からの反対等により、プロジェクトの多くが難航している。

かかる背景の下、スリランカ政府は我が国に対し、西部州における中央・州・地方政府が連携した中長期的な廃棄物管理計画（マスタープラン）の早期作成に対する支援を要請した。

本詳細計画策定調査では、要請内容をもとに、プロジェクトの実施体制及び活動内容を含むフレームワーク全体について確認・協議し、関連する合意文書を締結することを目的としている。

環境社会配慮に関して、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと予察されるため、カテゴリBに分類されている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2018年4月下旬）

- ①要請書・関連報告書等の資料を収集・分析し、要請背景・内容等を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。また、他の調査団員等と協議の上、スリランカ側関係機関（カウンターパート（以下、「C/P」という。）機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票（案）を事前にスリランカ側に配布する場合には、JICA 担当部署と相談の上、JICA スリランカ事務所を通じて配布する。
- ②本プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案について、担当業務に関連する部分を中心に助言を行う。

- ③本詳細計画策定調査で合意予定の M/M (Minutes of Meetings) (案)、R/D (Record of Discussions) (案) 作成に協力する。
- ④担当業務に関連する部分を中心に、対処方針 (案) (和文) 作成に協力する。
- ⑤他の調査団員等と協議の上、現地での訪問先の選定、調査日程 (案) の作成に協力する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2018 年 5 月上旬～5 月中旬)

- ①JICA スリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ②事前にスリランカ側関係機関等に配布した質問票を回収し、分析する。
- ③廃棄物管理団員が追加収集した情報・資料等をもとに、本プロジェクトの実施に必要な投入 (専門家、研修、機材、C/P の配置、ローカルコストの負担) について検討する。
- ④スリランカ側関係機関とのプロジェクトのフレームワークに係る協議に参加し、JICA 調査団員をサポートする。合わせて協議結果の記録 (議事録等) を作成する。
- ⑤廃棄物管理団員が追加収集した情報・資料等をもとに、PDM 案、PO 案、R/D 案及び M/M 案の作成に協力する。
- ⑥担当分野に係る現地調査結果を JICA スリランカ事務所等に報告する。
- ⑦評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文・英文) 作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2018 年 5 月下旬)

- ①事業事前評価表 (案) (和文・英文) 作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ③担当業務に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成するとともに、他の調査団員が作成する報告書を含めた全体のとりまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当業務に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

(2) 収集資料一式

電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田からの直行便、もしくは成田/羽田⇄シンガポール/バンコク

/クアラルンプール/香港⇔コロンボを標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地業務期間は2018年5月6日～5月19日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始する予定です。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 廃棄物管理／環境社会配慮 (JICA が別途契約するコンサルタント)

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

#### ③便宜供与内容

JICAスリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

#### ①本業務に関する以下の資料は JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

「スリランカ国 廃棄物管理分野に関する情報収集・確認調査ファイナル・レポート」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025127.html>

「スリランカ国 廃棄物管理分野に関する情報収集・確認調査ファイナル・レポート 資料編」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025128.html>

#### ②本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希

望される方は、代表アドレス (prtm1@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール：
  - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
  - ・本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

- ③その他本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム (TEL: 03-5226-9539、E-mail: gegem@jica.go.jp) にて配布します。

「スリランカ国西部州における廃棄物マスタープラン策定支援プロジェクト」  
要請書 (写)

### (3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAスリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上